

2025年4月8日

執行役決定証明書

東京都港区六本木六丁目10番1号
株式会社メルカリ
代表執行役 CEO(社長) 山田 進太郎

当社取締役会の決議による委任に基づく代表執行役の権限により、下記のとおり、新株の発行を行うことを決定したことを証します。

記

1. 決定日

2025年4月8日

2. 決定事項

1. RSU制度に基づく米国子会社従業員に対する新株発行決定の件

会社法第199条の規定に基づき、当社の米国子会社の従業員に対して、当社のRSU制度により割り当てる当社の普通株式の新株発行について、①具体的な内容を下記のとおり決定すること、及び、②申込みがなされることを条件として、当社の米国子会社の従業員94名(全て海外募集)に普通株式を割り当てる。

記

(1) 募集株式の種類及び数	普通株式 80,728株
(2) 募集株式の割当方法	第三者割当の方法による。
(3) 募集株式の払込金額	募集株式1株につき金1,951円
(4) 払込金額の総額	金157,500,328円
(5) 現物出資財産の内容及び価額	当社の米国子会社の決定に基づき、当社の米国子会社の従業員94名(全て海外募集)に付与される、当社の米国子会社に対する金銭債権を現物出資の目的とする(募集株式1株につき出資される金銭債権の額は金1,951円)。
(6) 増加する資本金の額	金78,790,528円[1株当たりの払込金額 × 0.5(1円未満切り上げ) × 発行する株式数]

(7) 増加する資本準備金の額	金78,709,800円(資本金等増加限度額 - 増加する資本の額)
(8) 財産の給付の期日	2025年5月15日

3. 関連する報告事項

1. RSU制度に基づく子会社従業員に対する株式の払込金額に相当する金銭債権の支給に関する報告

当社の米国子会社は、RSU制度に基づく上記決定事項の株式の割当対象者である従業員に対して、下記の金銭債権を支給する旨決定した。なお、割当対象者はこの金銭債権を現物出資することをもって当社普通株式を取得するものであり、金銭債権は金銭としては支給されない。

米国子会社: 157,500,328円

以 上